

函館市監査公表第14号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年9月26日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 浜野 幸 子

函館市監査委員 斉藤 佐知子

函 子 企
令和 6 年(2024年) 9 月 5 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 大 泉 潤

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により，次のとおり通知します。

部 局 名	子ども未来部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・その他（行政監査）		
監 査 等 実 施 期 間	令和5年8月31日～令和6年3月25日	提出日	令和6年5月8日
監 査 項 目 等	市が加入する各種保険について		
勧告事項，指摘事項，意見			
オ 指定管理者に加入を義務付けている保険について			
<p>保健福祉部および子ども未来部においては，函館市総合福祉センター（センター内に児童センターを置く）と児童館（函館市富岡児童館・函館市昭和児童館・函館市神山児童館）の指定管理者に対し，一般財団法人児童健全育成推進財団の児童安全共済制度への加入を義務付けているが，その加入状況について確認していなかった。</p> <p>当該制度については，保険料を指定管理の管理委託料に含み，特に加入を義務付けているものであるため，適切な履行確認のうえからも，加入状況について確認されるよう改められたい。</p>			
措置内容，対応・考え方			
一般財団法人児童健全育成推進財団の児童安全共済制度への加入につきましては，指定管理者に義務付けているものでありますので，今後，毎年の契約更新時に，保険証書の提出により加入を確認してまいります。			